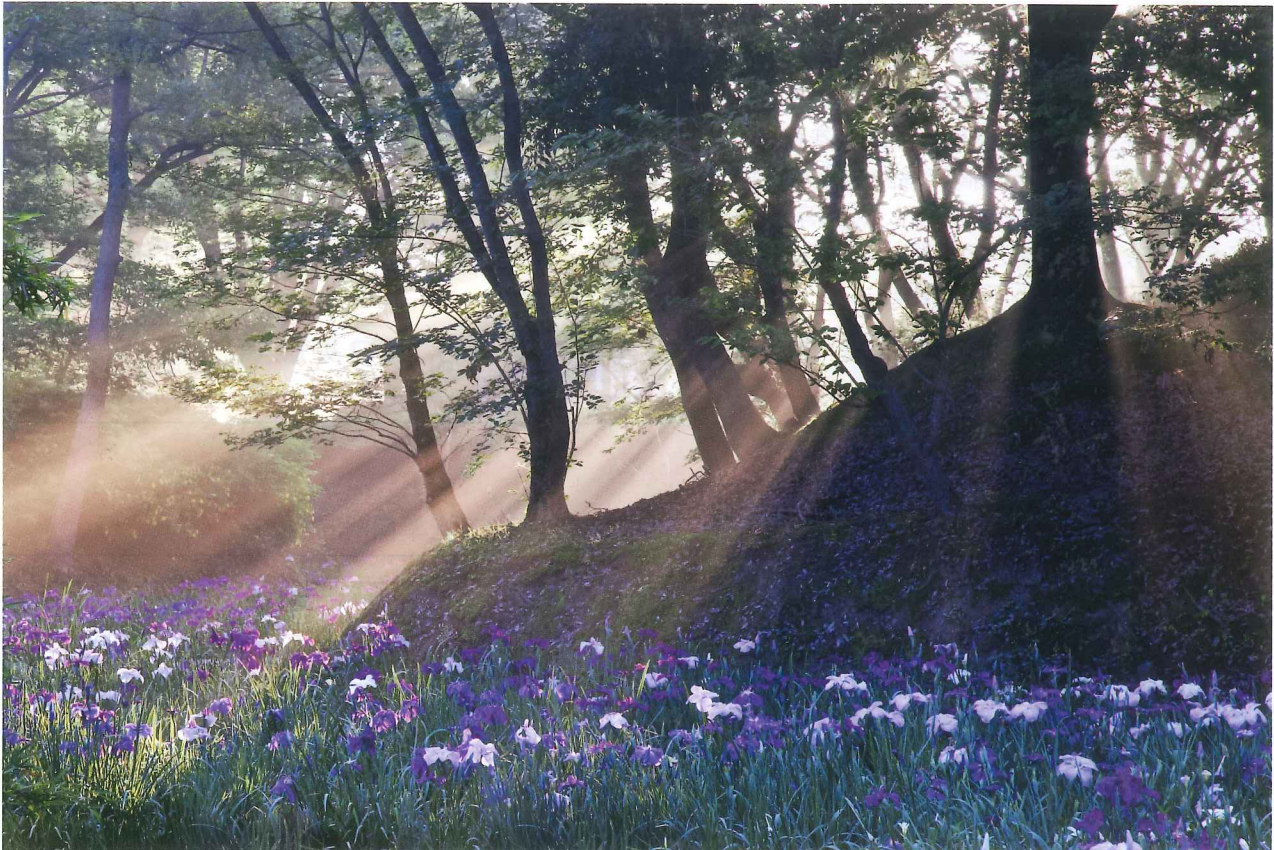


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JUNE 2019
 VOL.611

6



菖蒲園の夜明け(ひたちなか市馬渡埴輪製作遺跡公園)

写真提供者：ひたちなか市 佐藤 次男 氏

●2019 6月号 CONTENTS●

令和元年度 全国安全週間実施要綱……………2
 労働保険の年度更新手続きはお早めに……………5
 令和元年度 時間外労働等改善助成金のご案内……………6
 ゆう活(夏の生活スタイル変革)について……………8
 「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン中です!!…9
 「産業医・産業保健機能」と
 「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます…10
 平成30年度賃金構造基本統計調査の結果……………11

茨城働き方改革推進支援センター開設……………12
 第404回KYTトレーナー研修会のご案内……………13
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………14
 家内労働(内職)にかかる指導結果について……………15
 「令和2年3月新規学校卒業者の
 就職に関する申し合わせ」が決まる!…15
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 講習会のご案内……………16

令和元年度 全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成31年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

①安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア)年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ)経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ)安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ)労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ)就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ)災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ)労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア)発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ)職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア)リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ)SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

- (ア)安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ)外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア)一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ)東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP! 転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ 熱中症予防対策（STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

労働保険の年度更新手続きはお早めに ＜受理相談会を開催いたします＞

平成31年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、令和元年6月3日(月)から令和元年7月10日(水)までが申告期間となります。

送付されている「労働保険年度更新申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンター(0120-008-715)も開設しておりますので、お気軽にご利用下さい。

この受理相談会の日程につきましては、郵送しました申告書に同封の資料「茨城労働局からのお知らせ(08)」にも記載されておりますので、ご参照ください。会場では、職員及び各地区の

社会保険労務士等が相談に応じさせていただきます。

なお、相談会においての際は、申告書・事業主印のほか次の資料をご持参願います。

◎継続事業(建設事業、林業以外の方)

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの保険料算定期間中に使用したすべての労働者に支払われた賃金額(支払義務が具体的に確定した賃金も含まれます。)が分かる資料

◎一括有期事業(建設事業、林業の方)

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に終了した工事(林業にあっては終了した事業)に係る工事台帳、工事請負契約書等

平成31年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水戸	7月8日(月)	9:30~16:00	ハローワーク笠間 会議室 (笠間市石井2026-1)
	7月8日(月)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町3210)
	7月9日(火)	10:00~16:00	大子町中央公民館 第1研修室 (久慈郡大子町池田2669)
	7月9日(火)・10日(水)	9:30~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館研修室A31 (水戸市水府町864-4)
	7月10日(水)	9:30~16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町3135-6)
日立	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 1階会議室 (日立市幸町2-9-4)
	7月10日(水)	9:30~15:30	ハローワーク高萩 2階会議室 (高萩市本町4-8-5)
土浦	7月4日(月)・5日(火)・8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00~16:00	土浦労働総合庁舎 3階会議室 (土浦市穴塚1838) 平成31年1月15日より新庁舎へ移転
筑西	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室 (筑西市下中山581-2)
古河	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室 (古河市東3-7-32)
常総	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室 (常総市水海道淵頭町3114-4)
龍ヶ崎	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室 (龍ヶ崎市川原代町四区6336-1)
鹿嶋	7月8日(月)・9日(火)・10日(水)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室 (鹿嶋市宮中1995-1)

※水戸労働基準監督署の上記期間は、監督署の窓口が大変混み合いますので、受理相談会会場にて申告手続きを行ってください。

※土浦労働基準監督署は新庁舎移転に伴い、受理相談会会場が昨年と一部変更になっています。

○年度更新の変更点等について

- ・一括有期事業(建設業及び林業の事業者)の申告時に提出する「一括有期事業総括表」、「一括有期事業報告書」が3枚複写(事業主控・正・副)より2枚複写(事業主控・提出用)に変更となりました。
- ・年度更新関係業務の一部を外部委託しています。
外部委託の業務は、「申告書等の発送業務」・「申告書の審査業務」・「申告書提出督促業務」です。
- ・労災保険率及び雇用保険率は平成30年度と同率になります。

○その他

- ・平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業(建設業及び林業の事業者)については、遠隔地で行われるものも含めて一括されます。これまで、地域要件以外の一括の要件を満たすにもかかわらず、地域要件によって一括されなかった有期事業が、平成31年4月1日より、労働保険料の納付事務を行う事務所で一括されることになります。
- ・平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、「一括有期事業開始届」が廃止されたため提出する必要はありません。

お問合せ先は、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室(029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署まで

令和元年度 時間外労働等改善助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の短縮等に
取り組む中小企業事業主(※)等に対する助成制度です。ぜひご検討ください。

コース	時間外労働上限設定コース	勤務間インターバル導入コース
助成概要	時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し、取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成	勤務間インターバルを導入又は拡大する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成
対象事業主	平成29年度又は30年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有し、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者がいる(単月に複数名行った場合も可)中小企業事業主	次のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主 ①新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入 ②既に9時間以上の勤務間インターバルを導入しているが、対象となる労働者が半数以下 ③9時間未満の勤務間インターバルを導入
助成率、上限額	<p>費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p> <p>①令和元年度(又は令和2年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間かつ、年360時間以下に設定 ⇒ 上限150万円、100万円又は50万円 (現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります)</p> <p>②令和元年度(又は令和2年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間を超え月60時間以下かつ、年360時間以下に設定 ⇒ 上限100万円又は50万円(現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります)</p> <p>③令和元年度(又は令和2年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を、月60時間を超え月80時間以下かつ、年720時間以下に設定 ⇒ 上限50万円</p> <p>※1 上記に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算 ※2 上限額の合計は200万円まで</p>	<p>費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p> <p>【新規導入】 上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満 ⇒ 上限80万円 11時間以上 ⇒ 上限100万円</p> <p>【適用範囲の拡大、時間延長】 上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満 ⇒ 上限40万円 11時間以上 ⇒ 上限50万円</p>
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	
交付申請期	令和元年11月29日(金)	令和元年11月15日(金)

コース	職場意識改善コース	団体推進コース
助成概要	前年における労働者の月間平均所定外労働時間数が10時間以上である中小企業事業主に対し、 <u>年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減</u> の取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成	3社以上の中小企業の事業主団体において、 <u>傘下企業の時間外労働の上限規制への対応</u> に向けた取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成
対象事業主 (団体推進コースにおいては支給要件)	以下の目標を達成した中小企業事業主 <u><年次有給休暇の取得促進の取組></u> 病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇のいずれか1つ以上を全ての事業場に新たに導入 <u><所定外労働の削減の取組></u> 労働者の月間平均所定外労働数を5時間以上削減	傘下企業のうち、1/2以上の企業について、 <u>時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと</u>
助成率、 上限額	<u><年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組のいずれも達成></u> 費用の3/4を助成、上限100万円 <u><年次有給休暇の取得促進のみ達成></u> 費用の1/2を助成、上限50万円 ※3/4の助成について、常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成	<u>上限500万円</u> ※都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期	令和元年9月30日(月)	令和元年10月31日(木)

上記のほか、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む事業主を対象とした「テレワークコース」もあります。詳細はテレワーク相談センター(0120-91-6479)へお問い合わせください。

※中小企業事業主とは、「資本または出資額」「常用使用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用使用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

上記以外にも、コースごとに詳細な要件が定められています。

ご活用を検討の場合は、まずは下記までお問合せください。

また、国の予算額に制約されるため、申請期限前に受付を締め切ることがあります。

<お問い合わせ、申請先> 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

ゆう活(夏の生活スタイル変革)についてはじめよう! 夕方を楽しく活かす働き方

『働き方改革』の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する『ゆう活』を取り入れてはいかがでしょうか。

具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを取り入れ、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で実施いただくものです。

具体的な取り組み内容

■ 勤務時間の繰り上げ

- ・就業時間を繰り上げる。通勤時間をずらすことにより、渋滞等通勤のストレス低減にも効果がある。

■ 時差出勤制

- ・原則の就業時間帯に加え、繰り上げた就業時間帯を設定しいずれかを選択できるようにする。

■ 朝型残業優遇制度

- ・朝型残業(早出)に対する割増賃金率の引き上げ、軽食支給などを行うことにより朝型勤務へ誘導する。

■ 朝型フレックスタイム制

- ・コアタイムを挟むフレキシブルタイムを、朝の時間帯にずらし朝型勤務へ誘導する。

○朝早くから働き始め、いつもと同じ時間まで働くと逆に労働時間の増加につながります。夜間残業を禁止・制限して総労働時間の増加を防止し労働強化にならないような配慮を行いましょ。

○適用困難な労働者(子供を保育所に預ける労働者、老親を介護している労働者、業務の都合上困難な労働者等)に対して、朝型勤務を適用しないことができるようにするとともに、そのことを周知しましょ。

○午前の労働時間が長くなり疲労する場合は、午前中に休憩時間を設定するなどの配慮も必要です。

「ゆう活」のメリット

- ▼ 職場全体が「早く帰りやすい」雰囲気 → 残業は翌日の朝に回して早期退社＝「朝型勤務」が定着 → 長時間労働の抑制 → 疲労回復・蓄積防止 → **生産性アップ!**
- ▼ 育児・介護時間が確保できる、男性も育児参加できる → 育児・介護と仕事が両立できる(育児介護離職の防止) → **魅力ある職場づくり!**
- ▼ 朝夕の通勤時間帯の混雑緩和 → 通勤ストレスの軽減・通勤時の交通事故防止 → **生産性アップ!**

●「茨城働き方改革推進支援センター」では、ゆう活などの働き方改革の進め方、就業規則や労働時間制度等の見直しなどについて、専門家によるアドバイスを行います。利用は **無料** です!!

茨城働き方改革推進支援センター ☎ **0120-971-728** (平日9:00~17:00)

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館2階

<https://roukiren-ibaraki.or.jp/kaikaku/>

茨城働き方改革推進支援センター

検索 🔍

【問合せ先】 **茨城労働局 雇用環境・均等室** ☎ **029-277-8295** (平日8:30~17:15)

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

・茨城労働局の【「働き方改革」推進の取組について】もご覧ください。

茨城労働局 働き方改革

検索 🔍

事業主の皆さんへ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です!!

2019年4月から順次施行される働き方改革関連法は
アルバイトに対しても適用されます!

重点事項

Point
1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です!
※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です。

Point
2

学業とアルバイトが両立できるような
勤務時間のシフトを適切に設定しましょう!

Point
3

アルバイトも労働時間を
適正に把握する必要があります!

Point
4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。
また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point
5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、
あらかじめ損害賠償額等を定めることや
労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい! ろうどう

0120-811-610

月~金:午後5時~午後10時 / 土・日・祝日:午前9時~午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



事業主・産業医・その他産業保健関係者の皆様へ

働き方改革関連法により2019年4月1日から

「産業医・産業保健機能」と

「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

*本資料は、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。

Part1 産業医・産業保健機能の強化

Chapter1 産業医の活動環境の整備

Section1 産業医の独立性・中立性の強化

- Point1 産業医の独立性・中立性の強化……………1
- Point2 産業医の知識・能力の維持向上……………1
- Point3 産業医の辞任・解任時の衛生委員会等への報告……………1

Section2 産業医への権限・情報提供の充実・強化

- Point1 産業医の権限の具体化……………2
- Point2 産業医等に対する労働者の健康管理等に必要情報の提供……………2
- Point3 産業医が勧告しようとするときの事業者に対する意見の求め、
産業医から勧告を受けたときの勧告の内容等の記録・保存……………3

Section3 産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化

- Point1 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告……………3
- Point2 産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め……………4
- Point3 安全委員会、衛生委員会等の意見等の記録・保存……………4

Chapter2 健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い

- Point1 労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等……………4
- Point2 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い……………5
- Point3 産業医等の業務の内容等の周知……………5

Part2 長時間労働者に対する面接指導等

- Point1 労働時間の状況の把握……………6
- Point2 労働者への労働時間に関する情報の通知……………8
- Point3 医師による面接指導の対象となる労働者の要件……………8
- Point4 研究開発業務従事者に対する医師による面接指導……………9
- Point5 高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する医師による面接指導……………10
- Point6 改正安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項又は第66条の8の4第1項の規定により
面接指導を行う労働者以外の労働者に対する必要な措置……………11



茨城県の賃金(月額)は30万7百円 ～平成30年度賃金構造基本統計調査の結果～

厚生労働省では、このほど平成30年賃金構造基本統計調査の結果の概要を取りまとめ公表しました。この調査は全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年7月に実施しています。

今回は、全国及び都道府県別の賃金(平成30年6月分)についての集計結果で、対象は抽出された10人以上の常用労働者を雇用する民間企業です。詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>)

なお、当調査では、長年にわたり統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしておりました。国民の皆様、統計に関わる皆様にご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)(全国)(注)

(1)男女計の賃金は、306,200円(前年比0.6%増)、男性では337,600円(同0.6%増)、女性では247,500円(同0.6%増)となっています。これは、人手不足を背景に、男女ともに運輸業、郵便業、建設業、宿泊業、飲食サービス業、女性では製造業、医療、福祉等で、年齢別には25歳未満の若年層や55～64歳の高齢層で賃金の伸びが大きくなっていること、男女ともに勤続年数が伸びていることなどが要因と考えられます。

(2)雇用形態別にみると、男女計では、正社員・正職員が323,900円と前年比0.7%増加しているのに対して、正社員・正職員以外は209,400円と前年比0.7%減少しています。この要因としては、所定内実労働時間数の減少のほか、正社員・正職員以外の中で比較的賃金の高い層が正規雇用化又は高年齢層では短時間労働者に移行、若しくは引退したためと推察されます。

2 短時間労働者の賃金(1時間あたり)(全国)(注)

男女計は1,128円(前年比2.9%増)、男性は1,189円(同3.0%増)、女性は1,105円(同2.9%増)となっています。これは、人手不足を背景に、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業等での賃金の伸びが大きくなっていることなどが要因と考えられます。

3 茨城県の賃金(注)

茨城県の一般労働者の男女計の賃金(月額)は、300,700円(前年比0.3%増)、男性では328,100円(同1.1%減)、女性では239,200円(同3.1%増)となっています。また、短時間労働者の賃金(1時間あたり)は、男性で1,198円(同1.9%増)、女性では1,054円(同1.4%増)となっています。なお、近隣都県の一般労働者の賃金(男女計)は下表のとおりです。

一般労働者の賃金の推移(月額、単位:千円)

県	年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
茨城県		294.0	286.1	288.9	298.9	305.9	299.8	300.7
栃木県		282.9	285.7	290.1	290.5	289.7	294.9	295.9
群馬県		279.0	278.7	277.3	283.1	281.7	282.4	281.9
東京都		365.2	364.6	377.4	383.0	373.1	377.5	380.4

(注)6月分として支払われた所定内給与額の平均値

「働き方改革」についてご相談ください!!

茨城働き方改革推進 支援センター開設



働き方改革の実行に向けて専門家が無料で相談に応じます

まずはフリーダイヤル ☎ 0120-971-728 へお電話を。

窓口相談やメールによるご相談にも、お応えしています。出張相談会やセミナーも開催します。

詳しくはホームページをご覧ください。 <https://roukiren-ibaraki.or.jp/kaikaku/>

相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 (茨城県産業会館 2階)

☎ **0120-971-728** (フリーダイヤル)

FAX **029-350-3202**

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 (茨城労働局委託事業)

「働き方改革」についてご相談ください!!

茨城働き方改革推進支援センター

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

時間外労働の上限規制が導入されます! 年次有給休暇の確実な取得が必要です!
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

ご相談事例

- 時間外労働の上限規制に対応したい
- 労働時間管理の方法について相談したい
- 36協定について詳しく知りたい
- 労働時間制度、賃金制度を見直したい
- 同一労働同一賃金ガイドラインについて知りたい
- 生産性向上による賃金引上げを行いたい
- 非正規労働者の処遇を改善したい
- 労働関係の助成金を活用したい
- 人手不足に対応する方法を教えてください

費用 無料

相談方法

- ・フリーダイヤルによる電話相談
- ・ご来所による面談相談
- ・メールによる相談
- ・FAXによる相談

相談日時

平日午前9時～午後5時
(祝祭日・年末年始を除く)

相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0801

茨城県水戸市桜川2-2-35 (茨城県産業会館2階)
・水戸駅南口より徒歩5分

 (フリーダイヤル) **0120-971-728**

FAXによる相談 **FAX 029-350-3202**

第404回 KYT (危険予知訓練) トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT (危険予知訓練) トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

KYT (危険予知訓練) は、危険に対して感受性を鋭くし、災害に繋がるヒューマンエラーを防止するのに有効な手法であり、本研修では、危険予知活動の基本手法から、現場で短時間にできる実践手法まで、実技中心に体験学習する充実したカリキュラムとなっています。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

- 開催日：令和元年9月5日(木)～6日(金)
- 場所：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263の1 駐車場有り
- 対象者：現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
- 内容：指差し呼称、基礎4ラウンド法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
- 参加費：参加費にはテキスト代、昼食代、消費税が含まれています。

区分	料金	割引料金
中災防賛助会員	31,890円	19,130円
一般	33,940円	20,360円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくことになります。)

- お申込先・お問合せ先：中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
TEL 03-5484-6701 **FAX 03-5484-6704**
(お申込用紙は、中災防HPからダウンロードしてください。)
- 定員：60名 (先着順、定員になり次第申込を締め切ります。)

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

産業保健活動をチームで進めるための実践的事例集のご紹介

～産業保健チームを効果的に活用しましょう!～

近年、メンタルヘルス対策や過重労働対策をはじめ、産業保健活動で取り組む課題は多くなっており、産業保健スタッフにかかる負担が増大しております。また、働き方改革関連法の施行によって、「産業医・産業保健機能の強化」が図られ、これまで以上に、産業保健活動を効果的・効率的に進めることが期待されております。

産業保健チームを構築することにより、チームのメンバー一人一人の専門性が十分に発揮されることになり、その結果として高い成果を上げられることにつながります。また、活動に過度な重複部分がなくなり、効率的に活動を進めることにもつながります。

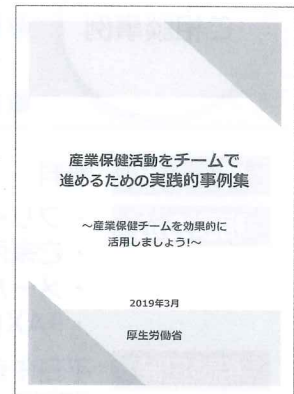
本冊子では、事業場の産業保健活動に携わる、①産業医・保健師・看護師等の専門職、②衛生管理者・人事労務担当者、③事業者の皆様向けに実際の課題解決の事例を紹介しています。

以下のアドレスからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000492931.pdf> (厚生労働省ホームページ)

(当センターでも無料で冊子を配布しておりますが、数に限りがございます。)

在庫がなくなった場合にはご容赦ください。



<産業保健セミナーの予定(6月,7月開催分)>

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
6月14日(水) 18:30-20:30	職場での発達障害への対応を考える ～スペクトラムと個性の捉え方と活かし方～ 【日医認定申請中】	笹原信一朗先生、友常祐介先生、大井雄一先生 (産業保健相談員、筑波大学医学医療系産業精神医学・宇宙医学グループ准教授ほか)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
6月20日(木) 14:00-16:00	職場における熱中症の予防 【日医認定申請中】	番博道先生 (産業保健相談員、元住友金属テクノロジー(株)環境技術部長)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
6月26日(水) 14:40-16:00	メンタルヘルス・ケースカンファレンス	山村邦男先生 (産業保健相談員、山村医院院長)	水戸FF センタービル 8階相談室	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
6月27日(木) 14:00-16:00	パワハラと過重労働について 【日医認定申請中】	後藤直樹先生 (法テラス茨城所長 茨城調停協会連合会会長)	中央ビル8階 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者、事業主等
7月4日(木) 18:30-20:30	職業性がんの多発事例から見えてくる化学物質管理の原因と対策～事業場の職場巡視等における注意点～【日医認定申請中】	片倉薫先生 (労働衛生コンサルタント、薬剤師、元製薬会社勤務、衛生管理者)	中央ビル8階 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
7月10日(水) 18:30-20:30	メタボリックシンドロームの疫学：健康に生きることとは【日医認定申請中】	山海知子先生 (産業保健相談員、筑波大学医学医療系保健医療学域教授)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者、事業主等
7月23日(水) 18:30-20:30	若年性認知症の症候と病態/若年性認知症の相談事例と対応についての留意点 【日医認定申請中】	新井哲明先生 (筑波大学 医学医療系臨床医学域精神医学 教授 認知症疾患医療センター部長) 中野明子先生 (筑波大学附属病院 若年性認知症支援コーディネーター)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
7月25日(木) 18:00-20:00	改正労働安全衛生法と産業医の係り方 【日医認定申請中】	田中完先生 (日本製鉄(株)鹿島製鉄所 安全環境防災部 安全健康室主幹 産業医)	日本製鉄(株) 鹿島製鉄所 人材育成センター	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者、事業主等
7月30日(火) 18:30-20:30	一酸化炭素中毒及び酸素欠乏症を防ごう 【日医認定申請中】	岩崎芳明先生 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長、元(株)三菱化学アナリティック分析事業部環境分析センター長)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等

家内労働（内職）にかかる指導結果について

茨城労働局では、家内労働者の労働条件の向上を図るため、家内労働安全衛生指導員を委嘱しています。

家内労働安全衛生指導員は、家内労働者に業務を委託している委託者を訪問して、家内労働法に定められた「家内労働手帳の交付、法定帳簿の備付け、工賃の適正な支払い」「安全衛生の措置」などが遵守されているか確認し、違反している場合は、改善指導を行っています。

平成30年度の改善指導結果は下表のとおりで、家内労働手帳の交付についての不備がみられました。

家内労働手帳は、工賃などの委託条件を明確にし、物品や工賃の授受のつど記録することで、無用のトラブルを防止するために義務付けられているものです。モデル様式を当室で配布しているほか、茨城労働局ホームページにも掲載していますので、そのつど記入して家内労働者に交付してください。 **問合せ先：茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216**

平成30年度 改善指導結果							
指導実施 件数	要改善率 (%)	違反条文					
		第3条 家内労働手帳	第6条 工賃の支払	第14条 最低工賃	第17条 安全衛生	第26条 委託状況届	第27条 帳簿の備付
20	25.0	5	0	0	0	0	0

※様式や家内労働法のあらましについては、茨城労働局ホームページをご覧ください。

茨城労働局 家内労働

検索

「令和2年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる!

平成31年4月19日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

令和2年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み 及び受理	安定所において6月1日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月1日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※詳しくはハローワークにお問い合わせください。

県内の労働災害発生状況速報 (平成31年4月末現在)

業種別		令和元年		前年同期	
計		(2)	664	(10)	766
製造業		(1)	197	(2)	230
鉱業		(0)	3	(0)	2
建設業		(0)	70	(4)	76
内 訳	土木	(0)	12	(2)	19
	建築	(0)	42	(1)	29
	その他	(0)	16	(1)	28
運輸交通業		(1)	94	(2)	96
貨物取扱業		(0)	7	(0)	9
農林業		(0)	10	(0)	9
畜産水産業		(0)	32	(0)	25
商業		(0)	90	(1)	108
その他		(0)	161	(1)	211

(注) ()内は、死亡者で内数

講習会のご案内(令和元年6月中旬~7月)

講習の種類	開催日	開催場所	申込先
技能講習			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			
6/25~26・27・28	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
6/25~26・27・28	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/4~5・6	平成館	(古河市)	古河協会
7/22~23・24	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者			
6/19~20	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
6/26~27	平成館	(古河市)	古河協会
7/11~12	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/16~17	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
7/25~26	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
乾燥設備作業主任者			
6/17~19	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
7/17~19	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会・古河協会
鉛作業主任者			
6/17~18	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
ガス溶接			
6/27~28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
玉掛け			
7/4~5・7	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/18~19・20・21	ポリテクセンター茨城	(常総市)	常総協会
7/25~26・29・30・31	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
プレス機械作業主任者			
7/29~31	ポリテクセンター茨城	(常総市)	常総協会・土浦協会・龍ヶ崎協会
フォークリフト運転(学科)			
6/15	NC東日本コンクリート工業(株)	(筑西市)	筑西協会
6/29	平成館	(古河市)	古河協会
7/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/5	ポリテクセンター茨城	(常総市)	常総協会
7/6	NC東日本コンクリート工業(株)	(筑西市)	筑西協会
7/9	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/17	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
7/18	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会・水戸協会
7/20	平成館	(古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転			
6/27~28・29	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
7/4~5・6・7	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
7/16~17・21	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/18~19・20	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
7/26~27・28	平成館	(古河市)	古河協会
小型移動式クレーン運転			
6/24~25・26	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
7/25~26・27	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者			
7/25~26	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者			
7/4~5	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習			
研削と石の取替え等の業務(自由研削)			
6/24	ポリテクセンター茨城	(常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
6/29	日立アプライアンス(株)多賀事業所	(日立市)	日立協会
7/3	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
プレス・シャアの金型等取付け等の業務			
7/14	平成館	(古河市)	古河協会
アーク溶接等の業務			
6/26~27	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
7/8~9	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
電気取扱業務(低圧)			
6/20~21	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
6/21~22	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会

7/20	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
7/28	平成館	(古河市)	古河協会・筑西協会
クレーン運転の業務(5トン未満)			
6/28~29	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務			
7/25~26	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
特定粉じん作業			
7/20	平成館	(古河市)	古河協会
職長教育			
6/18~19	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
6/19~20	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
6/20~21	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
7/23~24	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育			
6/20~21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/10~11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/13~14	平成館	(古河市)	古河協会
7/16~17	ポリテクセンター茨城	(常総市)	常総協会
7/18~19	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
安全衛生推進者講習			
7/4~5	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
7/18~19	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
7/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
安全管理者選任時研修			
6/17~18	ポリテクセンター茨城	(常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
6/23	平成館	(古河市)	古河協会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)			
6/18	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)			
7/5	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・土浦・常総協会
7/10	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
リスクアセスメントリーダー養成研修			
6/29	平成館	(古河市)	古河協会
ゼロ災研修会			
7/10	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育			
7/21	平成館	(古河市)	古河協会
7/30	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)			
6/20~22	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
6/25~27	土浦市国民宿舎水郷	(土浦市)	連合会
7/1~3	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
7/10~12	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)			
7/8~9	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)			
6/27~28	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(エックス線作業主任者)			
6/24~25	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478